

高知工業高等専門学校参与会規則

制 定 平成17年10月20日  
一部改正 平成22年9月16日

(設置)

**第1条** 高知工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、高知工業高等専門学校参与会(以下「参与会」という。)を置く。

(目的)

**第2条** 参与会は、校長の諮問に応じ、本校の管理運営及び教育研究活動の状況に応じて審議し、学校運営の一層の発展に資することを目的とする。

(組織)

**第3条** 参与会は、精深な学識を有すると認められる学外の委員をもって組織する。

2 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

**第4条** 参与会に委員長を置き、校長が指名する。

2 委員長は、参与会を主宰する。

(参与会)

**第5条** 参与会は、年1回以上開催する。

(結果の報告)

**第6条** 参与会は、審議の結果を校長へ報告しなければならない。

(公表等)

**第7条** 校長は、前条の報告を受けたときは、学内外へ公表するとともに、本校の目的及び社会的使命の達成を図るものとする。

(庶務)

**第8条** 参与会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

**第9条** この規則に定めるもののほか、参与会の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

**附 則**

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 高知工業高等専門学校参与規則(平成9年7月23日制定)は、廃止する。

**附 則**

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成22年9月16日から施行する。